

●香川県告示第194号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成20年4月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 承認年月日

平成20年3月31日

2 承認を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

国土交通省四国地方整備局

高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局局长 柵屋 誠

高松市番町4丁目15-18

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日新町1番3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点から274度14分47秒5.00メートルの地点を円心とする半径5.00メートルの円周で②の地点と③の地点を結ぶ昭和50年5月12日付け50港B第137号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.48メートルにより決定）、③の地点と④の地点を結んだ昭和50年5月12日付け50港B第137号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.48メートルにより決定）、④の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 屋島山1等三角点（北緯34度21分20秒5442、東経134度6分16秒7327）（以下「基点」という。）から287度02分31秒、3,269.11メートルの地点

②の地点 ①の地点から 184度14分47秒 274.90メートルの地点

③の地点 ②の地点から 319度14分47秒 7.07メートルの地点

④の地点 ③の地点から 274度14分47秒 15.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 4度14分47秒 266.97メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 274度14分47秒 10.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 4度14分47秒 2.90メートルの地点

(3) 面積

5,405.15平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

高松市朝日新町1番2及び1番3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から②の地点までを順次に結んだ線、②の地点から274度14分47秒5.00メートルの地点を円心とする半径5.00メートルの円周で②の地点と③の地点とを結ぶ北東側の円弧、③の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点	基点から	294度15分57秒	3,196.04メートルの地点
㊧の地点	㊦の地点から	184度14分47秒	770.00メートルの地点
㊨の地点	㊧の地点から	274度14分47秒	185.00メートルの地点
㊩の地点	㊨の地点から	4度14分47秒	125.00メートルの地点
㊪の地点	㊩の地点から	319度14分47秒	7.07メートルの地点
㊫の地点	㊪の地点から	274度14分47秒	255.00メートルの地点
㊬の地点	㊫の地点から	4度14分47秒	640.00メートルの地点

(3) 面積

308,854.86平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地